

平成30年度

社会福祉法人坂町社会福祉協議会
事業計画書案
収支予算書案

平成30年3月

社会福祉法人坂町社会福祉協議会

平成30年度事業計画（社会福祉事業区分）

このたび地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）における改正社会福祉法をもとに、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（告示）及び関係通知が発出されました。

この改正社会福祉法に基づき、各自治体では包括的な支援体制の整備及び、市町村地域福祉計画の策定・改正等が進められることになり、社協にとっては、地域福祉を一層進めるための自治体への積極的な提案やパートナーシップを強化・再構築する重要な機会がおとずれています。

国は今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、社会福祉法等において住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することを示しています。

こうした中、社協としましても、昨年5月に全社協より示された、「社協生活支援活動強化方針～第2次アクションプラン」に基づき、「地域共生社会」の実現に向けた事業展開が求められています。

その一つとして、平成30年4月から実施される、「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービス提供事業者となり、「訪問型サービス」を実施してまいります。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、必要不可欠な地域に埋もれているマンパワー、「地域住民ボランティア」の養成・確保にも力を入れてまいります。

在宅福祉事業においては、独立採算の理念のもと、効率的かつ効果的な運営に努め、利用者本位で信頼される質の高いサービスの提供を実施し、介護保険法の改正に対応した訪問介護事業所の経営にあたってまいります。

そのほか、障害者のサービス利用計画を策定する「指定特定相談支援事業所」については、利用者の特性に十分配慮し、障害者の生活を支援いたします。

平成30年度事業計画（収益事業区分）

多様な福祉ニーズに応え、より積極的な事業活動を展開するための自主財源づくりとして、平成30年度も引き続き「収益事業」に取り組めます。

その内容は、「公共施設管理事業」における、ベイサイドビーチ坂（水尻人工海浜）とアセンブリーホール（平成ヶ浜福祉センター）での利便施設の管理運営およびきらり・さかなぎさ公園管理の一部を受託運営することと、「特産品販売事業」における坂町特産品の販売への参画をいたします。

それぞれのサービス区分の事業内容は、

◎公共施設管理事業（拠点区分及びサービス区分）

1. ベイサイドビーチ坂での利便施設の管理運営にかかる収入

（1）緑地部の利用にかかるもの

- ① 自動販売機の設置（通年15台の設置で、1,328千円の収入

見込み)

- ② 売店の設置（夏季シーズンの設置で、1,035千円の収入見込み)

- ③ コインロッカーの設置（夏季シーズンの設置で、150千円の収入

見込み)

2. アセンブリーホールの管理運営にかかる収入

- ① ホールの貸付け（年間224千円の収入見込み)

3. きらり・さかなぎさ公園管理の一部受託にかかる収入

① 駐車料金収入（年間 3, 120 千円の収入見込み）

② 管理委託料収入（年間 324 千円の収入見込み）

5. 前記 1～3 の収入見込みより，管理経費を控除した後の収益金（3, 100 千円の見込み）を「社会福祉事業区分」へ繰り出す。

◎特産品販売事業（拠点区分及びサービス区分）

1. 特産品の販売にかかる収入

① 梅ワイン「梅の薫」（パッケージ・ラベルの売却によるもので，
30 千円の収入見込み）

② 芸州坂うどん（製品の売却によるもので，250 千円の収入見込み）

2. 前記 1 の収入見込みより，管理経費を控除した後の収益金（50 千円の見込み）を「社会福祉事業区分」へ繰り出す。